平成２６年

賃金事情等総合調査（概況）

～「賃金事情調査」及び「労働時間、休日・休暇調査」～

中央労働委員会事務局

（平成２７年３月）

平成26年賃金事情等総合調査（概況）

―「賃金事情調査」及び「労働時間、休日・休暇調査」―

本調査は、中央労働委員会が労働争議の解決に向けて行うあっせん・調停等の参考として利用するための情報を収集することを主目的として、昭和27年以降毎年実施しているものである。「賃金事情調査」は毎年、「労働時間、休日・休暇調査」は隔年で実施しているもので、この調査事項の一部を集計し公表するものである。

〔調査の説明〕

1　調査対象期日

平成26年6月末日又は6月分賃金締切日現在とした。ただし、一部の調査事項は、一定の期間を対象としている。集計表の表題、注を参照のこと。

2　調査対象企業

両調査共通で、原則として、次に該当する企業の中から独自に選定した380社で固定している。

(1)　資本金5億円以上　　　(2)　労働者1,000人以上

3　調査対象労働者

調査対象労働者は、短時間労働者を除く期間を定めずに雇われている労働者である。長期欠勤者や賃金の全部又は一部を支給していない出向者等は除く。管理職、役員及び理事でも一般労働者と同じ給与規程等が適用される者は対象とする。

4　回答状況

回答企業は「賃金事情調査」が232社で回答率は61.1%、「労働時間、休日・休暇調査」が231社で回答率は60.8%であった。

5　集計方法

(1)　産業分類は、労働争議の調整の参考にする観点から、中央労働委員会事務局が独自に区分したもので、日本標準産業分類とは必ずしも一致しない。

(2)　集計値は、該当する企業数又は企業ごとの数値を単純に平均して得た、1社当たりの単純平均値である。ただし、「賃金事情調査」の「平均年齢」、「平均勤続年数」及び「平均賃金（所定内・所定外）」は、労働者数による加重平均である。

(3)　「事務・技術労働者」と「生産労働者」の区分が困難であると回答した企業については、回答数値を「事務・技術労働者」のものとして集計した。

〔集計結果利用上の注意〕

1　本調査は、固定された380社を対象としたものであることから、通常の統計調査とはその性格が異なる。

2　本調査の性質上、調査項目が多岐にわたり、また複雑なこともあり、必ずしも全ての調査項目に回答を得ているとは限らない。このため、集計社数が調査項目によって異なる。

３　表中の符号等の用法は、次のとおりである。

「　－　」······回答を得ていないもの

「 0.0 」······0＜当該数値＜0.05 又は 0.005 であったもの

「　＊　」······ 回答企業が１社である調査事項

４　本文表などの構成比については、四捨五入の関係で内訳の和が合計欄の数値と一致しない場合がある。

〔主な用語の説明〕

賃金事情調査

1　所定内賃金

毎月きまって支給する賃金（基本給、奨励給（個人能率給、団体業績給等)、役付手当、交替手当、特殊勤務手当、技能手当、技術（資格）手当、家族手当、通勤手当、住宅手当、地域手当、出向手当等が該当する。）のうち、２の所定外賃金に該当しない賃金のことである。なお、モデル所定内賃金には通勤手当と交替手当は含めない。

2　所定外賃金

毎月きまって支給する賃金のうち、所定外労働時間の労働に対して支給する賃金のことである。超過勤務手当、休日出勤手当、所定外労働時間が深夜に及ぶ場合の深夜労働の割増賃金（交替勤務に係るものは含めない。）等が該当する。

3　ベースアップ

賃金表の改定により賃金水準を引き上げることをいう（一部の常用労働者のみに行う場合を含む。)。

4　一時金

支給条件・規則等の規定のある（算定方法の規定の有無は問わない。）一時金のことをいい、賃金改定に伴う月例賃金の追給分、創立記念一時金、永年勤続給付金及び臨時的・突発的・季節的に支給するもの（結婚祝金、傷病一時金、災害見舞金、冬季暖房一時金等）は含めない。

平成 25 年年末一時金とは、平成 25 年９月～平成 26 年２月の間に、平成 26 年夏季一時金とは、平成 26 年３月～８月の間に支給された一時金をいう。

5　モデル所定内賃金

学校を卒業後、直ちに（大学卒は 22 歳、高校卒は 18 歳）入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者（モデル）のうち、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別）に該当する者の所定内賃金をいう。賃金表や昇給表等から理論的に算出されるものであるが、それが難しい場合にはモデル条件に該当する実在者の所定内賃金とする。ただし、通勤手当と交替手当は含めない。

6　事務・技術労働者（又は「事務・技術」)

管理、経理、営業、人事、福利厚生等の「事務」部門に従事する「事務労働者」と研究開発等の「技術」部門に従事する「技術労働者」をいう。

7　生産労働者（又は「生産」)

主に物の生産及び建設作業の現場において生産業務及び生産工程に関する記録、検査、運搬、梱包等の業務に従事する労働者をいう。ただし、作業に従事しない職長、組長等の監督的労働者は「事務・技術労働者」とする。

8　総合職

基幹的業務又は企画立案、対外折衝等総合的な判断を要する業務に従事する職種をいう。

9　一般職

主に定型的業務に従事し、転居を伴う転勤がない職種をいう。

労働時間、休日・休暇調査

１　所定労働時間

始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間（労働基準法第34条第１項）を除外した時間をいう。

２　変形労働時間制、みなし労働時間制

(1) １か月単位の変形労働時間制

労使協定又は就業規則等で定めることにより、１か月以内の一定期間を平均して１週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に１日８時間、１週40時間を超えて労働させることができる制度（労働基準法第32条の２）。

(2) １年単位の変形労働時間制

労使協定で定めることにより、１か月を超え１年以内の一定期間を平均して１週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に１日８時間、１週40時間を超えて労働させることができる制度（労働基準法第32条の４）。

(3) フレックスタイム制

就業規則等により制度を導入することを定めた上で、労使協定により１か月以内の一定期間を平均して１週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲内において、その期間における総労働時間を定めた場合に、その範囲内で労働者が始業・終業時刻を自主的に決定することができる制度（労働基準法第32条の３）。

(4) 事業場外みなし労働時間制

事業場外で業務に従事し、かつ、使用者の具体的な指揮・監督が及ばず労働時間を算定することが困難である業務を遂行する場合に、労使協定等により、その業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度（労働基準法第38条の２）。

(5) 専門業務型裁量労働制

研究開発の業務等、業務の性質上その遂行方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、その遂行の手段や時間配分の決定等について使用者が具体的に指示しないこととする業務を遂行する場合に労使協定で定めた時間労働したものとみなす制度（労働基準法第38条の３）。

(6) 企画業務型裁量労働制

本社等、事業運営上の重要な決定が行われる中枢部門で企画、立案、調査及び分析の業務を行う労働者を対象に、労使委員会を設置して必要な決議等を経た上で、実際の労働時間と関係なく、決議で定めた時間労働したものとみなす制度（労働基準法第38条の４）。

調査結果の概要

１　賃金事情調査

(1)　平均年齢及び平均勤続年数

集計企業の労働者の平均年齢は 40.1 歳（平成 25 年 39.8 歳）、平均勤続年数は 17.4 年（同 17.3 年）となっている。（付属集計表第１表）

(2)　平均賃金及び賃金改定状況

①　平均賃金

平成 26 年６月分の平均所定内賃金は 358.4 千円（平成 25 年 357.0 千円）、所定外賃金は 76.8 千円（同 65.7 千円）となった。（表１、付属集計表第３表）

表１　所定内賃金及び所定外賃金

（千円）

産業区分・年	所定内賃金	所定外賃金
調査産業計	358.4	76.8
製造業	348.5	75.5
平成 25 年		
調査産業計	357.0	65.7
製造業	339.6	63.5

②　賃金改定額

平成 25 年７月から平成 26 年６月までの１年間における所定内賃金の労働者一人平均改定額は 6,688 円（平成 25 年 6,003 円）、率で 2.05％（同 1.89％）であった。

改定額のうち「ベースアップ分」は、回答企業の平均で、額が 1,179 円（同 80 円）、率が 0.31％（同 0.05％）であった。（表２、付属集計表第３表）

表２　所定内賃金の労働者一人平均改定額、改定率

（円、％）

産業区分・年	賃金改定額(率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
調査産業計	6,688	2.05	1,179	0.31
製造業	6,380	2.04	1,057	0.34
平成 25 年				
調査産業計	6,003	1.89	80	0.05
製造業	5,728	1.87	105	0.04

（注）　改定額は、定期昇給（自動昇給や査定昇給）を含む。

③　賃金表の改定、定期昇給、賃金カット

基本給部分の賃金表ありとする企業は 188 社（集計 219 社の 85.8％）で、そのうち平成 25 年７月から平成 26 年６月までの１年間において、ベースアップを実施した企業は 84 社（賃金表ありとする企業 188 社の 44.7％）、ベースダウンを実施した企業は２社（同 1.1％）、賃金表の改定が行われなかった企業は 93 社（同 49.5％）であった。

定期昇給制度がある企業は180社となっており、その全ての企業で定期昇給を実施している。

昇給額は「昨年と同額」119社（実施した企業180社の66.1%）、「昨年比で増額」38社（同21.1%）、「昨年比で減額」10社（同5.6%）であった。実施時期は「昨年と同時期」166社（同92.2%）、「昨年より遅い」1社（同0.6%）、「昨年より早い」1社（同0.6%）であった。

また、賃金カットを実施した企業は5社（集計212社の2.4%）であった。（表３）

表３　賃金改定の状況

－平成25年7月～平成26年6月－

①　基本給部分の改定　（社、%）

産業区分・年 集計社数	賃金表あり	ベースアップ実施	ベースアップ実施せず			賃金表なし
				ベースダウン	改定なし（据え置き）	
調査産業計 219社 (100.0)	188 (85.8) 〈100.0〉	84 (38.4) 〈44.7〉	104 (47.5) 〈55.3〉	2 (0.9) 〈1.1〉	93 (42.5) 〈49.5〉	31 (14.2)
製造業 139社 (100.0)	122 (87.8) 〈100.0〉	67 (48.2) 〈54.9〉	55 (39.6) 〈45.1〉	1 (0.7) 〈0.8〉	50 (36.0) 〈41.0〉	17 (12.2)
平成25年 調査産業計 214社	176	10	166	2	155	38
製造業 135社	110	6	104	－	100	25

（注）　ベースアップを実施しなかった企業の中には、賃金改定の内容について無回答の企業が存在する。

②　定期昇給の実施（定期昇給制度のある企業）　（社、%）

産業区分・年・定期昇給制度のある企業	実施あり	昇給額			実施時期			実施なし
		昨年と同額	昨年比増額	昨年比減額	昨年と同時期	昨年より遅い	昨年より早い	
調査産業計 180社 (100.0)	180 (100.0) 〈100.0〉	119 〈66.1〉	38 〈21.1〉	10 〈5.6〉	166 〈92.2〉	1 〈0.6〉	1 〈0.6〉	－ (0.0)
製造業 118社 (100.0)	118 (100.0) 〈100.0〉	82 〈69.5〉	23 〈19.5〉	6 〈5.1〉	107 〈90.7〉	1 〈0.8〉	1 〈0.8〉	－ (0.0)
平成25年 調査産業計 176社	173	121	31	18	169	2	－	3
製造業 116社	113	79	18	15	110	1	－	3

（注）　定期昇給の昇給額及び実施時期については無回答の企業が存在する。

③　賃金カットの実施　（社、%）

産業区分・年 集計社数	実施あり	実施なし
調査産業計 212社 (100.0)	5 (2.4)	207 (97.6)
製造業 135社 (100.0)	3 (2.2)	132 (97.8)
平成25年 調査産業計 206社	10	196
製造業 132社	6	126

(3)　平成26年春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

平成26年春闘において、労働組合から賃金に関する要求があったとする企業は181社(集計220社の82.3%）で、要求内容は「ベースアップの実施」131社（要求があった企業181社の72.4%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」108社（同59.7%）、「その他」28社（同15.5%）となっている。

また、要求方式は「平均賃上げ方式」123社（同68.0%）、「個別賃上げ方式」31社（同 17.1%）であった。

要求があった企業のうち、交渉が妥結したとする企業は 175 社（要求があった企業 181 社の96.7%）で、妥結内容は「ベースアップの実施」91社（妥結企業175社の 52.0%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」125社（同71.4%）、「その他」31社（同17.7%）であった。（表４）

表４　春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

（社、％）

産業区分・年 集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求なし
		ベースアップの実施	定期昇給の実施・賃金体系維持	その他	平均賃上げ方式	個別賃上げ方式	その他	
調査産業計 220 社 (100.0)	181 (82.3) 〈100.0〉 《100.0》	131 〈72.4〉	108 〈59.7〉	28 〈15.5〉	123 《68.0》	31 《17.1》	26 《14.4》	39 (17.7)
製造業 140 社 (100.0)	123 (87.9) 〈100.0〉 《100.0》	91 〈74.0〉	77 〈62.6〉	18 〈14.6〉	88 《71.5》	21 《17.1》	12 《9.8》	17 (12.1)
平成 25 年 調査産業計 215 社	137	42	110	12	86	24	29	78
製造業 136 社	93	17	82	9	60	19	18	43

産業区分・年	要求あり（再掲）	妥結あり	妥結内容（複数回答）			妥結なし
			ベースアップの実施	定期昇給の実施・賃金体系維持	その他	
調査産業計	181 〈100.0〉	175 〈96.7〉 《100.0》	91 《52.0》	125 《71.4》	31 《17.7》	6 〈3.3〉
製造業	123 〈100.0〉	119 〈96.7〉 《100.0》	72 《60.5》	85 《71.4》	19 《16.0》	4 〈3.3〉
平成 25 年 調査産業計	137	136	12	123	17	1
製造業	93	92	8	85	9	1

（注）〈　〉及び《　》内の数値については複数回答や無回答の企業が存在するため必ずしも 100 にならない。

(4)　平成 25 年年末一時金、平成 26 年夏季一時金

平成 25 年年末一時金の一人平均支給額は 813.7 千円（平成 24 年年末一時金 798.4 千円）、月収換算 2.3 か月分（同 2.4 か月分）となった。

平成 26 年夏季一時金の一人平均支給額は 880.9 千円（平成 25 年夏季一時金 800.3 千円）、月収換算 2.4 か月分（同 2.3 か月分）となった。（表５、付属集計表第２表）

表５　年末・夏季一時金平均支給額

① 年末一時金

産業区分	集計社数	支給額	月収換算
平成25年年末			
調査産業計	205	813.7	2.3
製造業	133	768.6	2.3
平成24年年末			
調査産業計	198	798.4	2.4
製造業	126	762.5	2.4

② 夏季一時金　（社、千円、月分）

産業区分	集計社数	支給額	月収換算
平成26年夏季			
調査産業計	204	880.9	2.4
製造業	132	814.0	2.4
平成25年夏季			
調査産業計	200	800.3	2.3
製造業	126	738.8	2.3

(注1)　「平成25年年末」とは平成25年9月～平成26年2月、「平成26年夏季」とは平成26年3月～8月の期間をいう。その前年についても同様。
(注2)　月収換算とは一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率をいう。

(5)　モデル所定内賃金

「モデル所定内賃金」は、学校を卒業後、直ちに入社して継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別）に該当する者の所定内賃金をいう。

モデル所定内賃金を年齢別（５歳刻み）にみると、大学卒事務・技術（総合職）、高校卒事務・技術（総合職）及び高校卒生産のいずれにおいてもピークとなる年齢は55歳で、それぞれ630.0千円、477.7千円、395.8千円となっている。（表６、付属集計表第４表）

モデル所定内賃金の年齢間格差を22歳に対する55歳の倍率でみると、大学卒事務・技術（総合職）は2.98倍、高校卒事務・技術（総合職）2.43倍、高校卒生産2.08倍となっている。

学歴間格差を22歳でみると、大学卒事務・技術（総合職）を100として、高校卒事務・技術（総合職）92.8、高校卒生産89.9となっている。55歳では、それぞれ75.8、62.8となっている。

表６　モデル所定内賃金

年齢区分	大学卒事務・技術（総合職）	高校卒事務・技術（総合職）	高校卒生産
（歳）			（千円）
18	－	166.8	164.8
22	211.7	196.4	190.3
35	395.0	335.2	302.2
40	470.3	371.0	341.0
45	545.9	427.0	369.2
50	609.1	456.7	391.7
55	630.0	477.7	395.8
60	583.8	465.7	395.5
22歳の水準に対する倍率　55歳／22歳			（倍）
	2.98	2.43	2.08
大学卒事務・技術（総合職）を100とした水準			
22歳	100.0	92.8	89.9
55歳	100.0	75.8	62.8

２　労働時間、休日・休暇調査

(1)　年間所定労働時間

年間所定労働時間（平成 26 年１月１日から同 12 月 31 日までの１年間）をみると、「本社事務」で 1,871 時間 33 分（前回平成 24 年 1,877 時間９分）、「交替なき勤務」で 1,879 時間 58 分（同 1,886 時間 34 分）、「２交替勤務」で 1,888 時間６分（同 1,891 時間 29 分）、「３交替勤務」で 1,847 時間 57 分（同 1,860 時間８分)となっている。（表７、付属集計表第５表）

表７　年間所定労働時間

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		２交替勤務		３交替勤務	
	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間
	社	時間：分	社	時間：分	社	時間：分	社	時間：分
調査産業計	220	1,871:33	172	1,879:58	78	1,888:06	77	1,847:57
製造業	141	1,878:24	115	1,883:19	62	1,875:14	64	1,847:57
平成 24 年								
調査産業計	213	1,877:09	174	1,886:34	82	1,891:29	79	1,860:08
製造業	135	1,883:34	114	1,890:34	63	1,880:33	64	1,857:33

（注）「主たる事業所」とは、事業を営む上で主要な位置付けにあり、交替勤務に従事する労働者が比較的多い事業所をいう。

年間所定労働時間の分布を「本社事務」についてみると、「1,850 時間以上 1,900 時間未満」が 82 社（「本社事務」についての集計 220 社の 37.3%）で最も多く、次いで「1,800 時間以上 1,850 時間未満」が 55 社（同 25.0%）等となっている。（表８）

表８　年間所定労働時間分布（本社事務）　　　　（社）

産業区分・年	集計社数	1,650 時間未満	1,650 時間以上 1,700 時間未満	1,700 時間以上 1,750 時間未満	1,750 時間以上 1,800 時間未満	1,800 時間以上 1,850 時間未満	1,850 時間以上 1,900 時間未満	1,900 時間以上 1,950 時間未満	1,950 時間以上 2,000 時間未満	2,000 時間以上
調査産業計	220	－	2	5	11	55	82	42	18	5
製造業	141	－	－	－	1	35	64	28	13	－
平成 24 年										
調査産業計	213	1	1	6	7	40	87	42	25	4
製造業	135	1	－	1	－	22	61	34	15	1

(2)　１日の所定労働時間

１日の所定労働時間をみると、「本社事務」で７時間 43 分（前回平成 24 年７時間 42 分）、「交替なき勤務」で７時間 43 分（同７時間 43 分）、「２交替勤務」で８時間９分（同８時間４分）、「３交替勤務」で７時間 23 分（同７時間 21 分）となっている。（表９、付属集計表第５表）

表９　１日の所定労働時間

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		２交替勤務		３交替勤務	
	集計社数	１日の所定労働時間	集計社数	１日の所定労働時間	集計社数	１日の所定労働時間	集計社数	１日の所定労働時間
	社	時間：分	社	時間：分	社	時間：分	社	時間：分
調査産業計	220	7:43	172	7:43	77	8:09	76	7:23
製造業	141	7:46	115	7:46	62	8:08	64	7:23
平成24年								
調査産業計	215	7:42	173	7:43	82	8:04	79	7:21
製造業	137	7:46	114	7:46	64	8:00	65	7:22

(3)　変形労働時間制・みなし労働時間制等の採用状況

①　変形労働時間制

１か月単位の変形労働時間制を採用している企業は 109 社（集計 191 社の 57.1%）、１年単位の変形労働時間制は 63 社（同 33.0%）となっている。

②　フレックスタイム制

フレックスタイム制を採用している企業は 150 社（同 78.5%）となっている。

③　事業場外みなし労働時間制

事業場外みなし労働時間制を採用している企業は 59 社（同 30.9%）となっている。

④　裁量労働のみなし労働時間制

専門業務型裁量労働制を採用している企業は 45 社（同 23.6%）、企画業務型裁量労働制は 32 社（同 16.8%）となっている。（表 10）

表 10　変形労働時間制、みなし労働時間制等の採用状況（複数回答）

（社）

産業区分・年	集計社数	１か月単位の変形労働時間制	１年単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	事業場外みなし労働時間制	裁量労働のみなし労働時間制	
						専門業務型	企画業務型
調査産業計	191	109	63	150	59	45	32
製造業	131	67	45	114	49	43	26
平成24年							
調査産業計	196	115	68	151	55	46	34
製造業	131	70	48	114	46	43	26

(4)　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況

平成 24 年７月から平成 26 年６月までの２年間における仕事と生活の調和への取組状況（複数回答）をみると、労働組合からの要求・申し入れのあった項目では、「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」が 56 社（集計 171 社の 32.7%）と最も多く、次いで「育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」47 社（同 27.5%）、「出退勤の時間管理の徹底」42 社（同 24.6%）等となっている。

また実際に、労働組合からの要求の有無にかかわらず、企業が実施した項目は、「出退勤の時間

管理の徹底」73 社（同 42.7%）が最も多く、次いで「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」61 社（同 35.7%）、「育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」48 社（同 28.1%）等となっている。（表 11）

表 11　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（複数回答）

（社、%）

産業区分・年 集計社数	育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充	育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充	出退勤の時間管理の徹底	労使委員会等の設置	割増賃金率の引き上げ	休日増
調査産業計	労働組合からの要求・申し入れ項目					
171 社	56	47	42	33	24	22
(100.0)	(32.7)	(27.5)	(24.6)	(19.3)	(14.0)	(12.9)
	企業が実施した項目					
	61	48	73	32	10	6
(100.0)	(35.7)	(28.1)	(42.7)	(18.7)	(5.8)	(3.5)
製造業	労働組合からの要求・申し入れ項目					
107 社	31	27	28	19	13	15
(100.0)	(29.0)	(25.2)	(26.2)	(17.8)	(12.1)	(14.0)
	企業が実施した項目					
	38	33	47	19	5	4
(100.0)	(35.5)	(30.8)	(43.9)	(17.8)	(4.7)	(3.7)
平成 24 年						
調査産業計	労働組合からの要求・申し入れ項目					
184 社	80	65	49	31	34	27
(100.0)	(43.5)	(35.3)	(26.6)	(16.8)	(18.5)	(14.7)
	企業が実施した項目					
	86	76	80	40	24	14
(100.0)	(46.7)	(41.3)	(43.5)	(21.7)	(13.0)	(7.6)
製造業	労働組合からの要求・申し入れ項目					
115 社	48	41	34	21	23	18
(100.0)	(41.7)	(35.7)	(29.6)	(18.3)	(20.0)	(15.7)
	企業が実施した項目					
	57	50	54	28	19	9
(100.0)	(49.6)	(43.5)	(47.0)	(24.3)	(16.5)	(7.8)

（付属集計表）

第１表　１社当たり労働者数・性別構成、平均年齢及び平均勤続年数

産業	１社当たり常用労働者数		性別構成（計＝100.0）			年齢		勤続年数	
	集計社数（社）	（人）	集計社数（社）	男	女	集計社数（社）	平均年齢（歳）	集計社数（社）	平均勤続年数（年）
調査産業計	**218**	**5,022**	**212**	**85.9**	**14.1**	**216**	**40.1**	**215**	**17.4**
1 鉱業	4	1,556	4	88.0	12.0	4	39.3	4	16.6
2 製造業	**139**	**5,215**	**136**	**86.3**	**13.7**	**137**	**39.7**	**137**	**17.3**
3 食品・たばこ	19	2,777	19	79.4	20.6	19	39.1	19	16.8
4 綿紡	3	1,199	3	71.6	28.4	3	39.5	3	16.7
5 製糸・衣料	5	945	5	67.6	32.4	5	44.3	5	20.5
6 羊毛・麻	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7 化繊	5	1,891	5	83.1	16.9	5	38.8	5	16.2
8 印刷	3	7,125	3	84.0	16.0	3	39.4	3	15.3
9 パルプ・製紙	3	2,215	3	90.4	9.6	3	38.9	3	16.4
10 総合化学	7	1,930	7	86.4	13.6	7	39.1	7	16.8
11 薬品	5	4,050	5	71.9	28.1	5	39.6	5	15.6
12 その他の化学	18	1,933	18	85.0	15.0	18	39.4	18	17.4
13 石油	3	2,374	3	86.4	13.6	3	39.8	3	18.7
14 ゴム	1	*	1	*	*	1	*	1	*
15 窯業	6	5,203	6	80.3	19.7	6	38.9	6	16.1
16 製鉄・製鋼	8	4,808	8	91.7	8.3	7	38.4	7	17.1
17 非鉄金属	2	1,759	2	88.2	11.8	1	*	1	*
18 機械	19	3,335	19	87.4	12.6	19	40.1	19	16.4
19 電気機器	13	13,794	11	84.9	15.1	13	42.1	13	19.4
20 車輛・自動車	14	12,721	14	90.4	9.6	14	38.9	14	17.4
21 造船	5	8,646	4	91.0	9.0	5	36.4	5	13.6
22 建設	10	4,616	9	90.0	10.0	10	41.5	10	18.6
23 銀行	4	3,521	4	56.8	43.2	4	38.7	4	15.1
24 生命保険	1	*	1	*	*	1	*	1	*
25 損害保険	－	－	－	－	－	－	－	－	－
26 私鉄・バス	17	2,983	16	93.8	6.2	17	41.0	16	19.7
27 貨物運送	2	30,726	2	95.0	5.0	2	42.2	2	11.1
28 海運・倉庫	5	589	5	67.8	32.2	5	37.4	5	14.6
29 電力	9	11,177	9	89.3	10.7	9	39.7	9	20.0
30 ガス	3	3,676	3	86.3	13.7	3	43.6	3	22.5
31 百貨店・スーパー	5	4,950	5	54.4	45.6	5	43.0	5	21.0
32 商事	7	3,695	7	72.8	27.2	7	41.0	7	16.9
33 新聞・放送	4	3,941	3	84.5	15.5	4	41.1	4	18.1
34 映画	3	234	3	71.8	28.2	3	40.0	3	15.7
35 その他の産業	5	1,457	5	83.4	16.6	5	39.6	5	14.9

（注）　平均年齢及び平均勤続年数は調査対象企業の全常用労働者数の加重平均で算出している。

第２表　一時金

産業	平成２５年年末			平成２６年夏季		
	集計社数（社）	一人平均額（千円）	月収換算（月分）	集計社数（社）	一人平均額（千円）	月収換算（月分）
調査産業計	**205**	**813.7**	**2.3**	**204**	**880.9**	**2.4**
1 鉱業	4	1,002.6	2.6	4	1,033.0	2.6
2 製造業	**133**	**768.6**	**2.3**	**132**	**814.0**	**2.4**
3 食品・たばこ	17	884.9	2.5	16	851.8	2.3
4 綿紡	3	682.1	1.9	3	691.3	2.0
5 製糸・衣料	5	608.5	1.7	5	580.4	1.6
6 羊毛・麻	－	－	－	－	－	－
7 化繊	5	676.4	2.3	5	704.0	2.4
8 印刷	3	572.6	1.6	3	585.7	1.7
9 パルプ・製紙	3	670.0	2.2	3	696.7	2.3
10 総合化学	7	700.0	2.3	7	727.0	2.4
11 薬品	5	1,141.4	2.8	5	1,244.7	2.8
12 その他の化学	15	727.9	2.1	15	787.0	2.3
13 石油	3	881.8	2.0	3	948.2	2.3
14 ゴム	1	*	*	1	*	*
15 窯業	6	874.6	3.0	6	956.2	3.2
16 製鉄・製鋼	7	520.9	1.7	7	683.1	2.3
17 非鉄金属	2	697.5	2.5	2	709.3	2.5
18 機械	20	775.6	2.4	20	829.3	2.5
19 電気機器	13	826.5	2.5	13	881.7	2.6
20 車輛・自動車	13	776.2	2.4	13	846.7	2.7
21 造船	5	677.6	2.3	5	738.9	2.5
22 建設	10	742.7	1.9	9	850.3	2.0
23 銀行	3	981.7	2.6	3	1,022.2	2.7
24 生命保険	1	*	*	1	*	*
25 損害保険	－	－	－	－	－	－
26 私鉄・バス	12	747.1	2.4	14	663.8	2.1
27 貨物運送	2	380.0	2.0	2	330.0	1.6
28 海運・倉庫	5	1,242.2	2.9	5	1,190.5	2.8
29 電力	8	437.5	1.1	7	374.0	1.0
30 ガス	3	776.7	2.4	3	768.0	2.3
31 百貨店・スーパー	5	515.4	1.5	5	836.0	2.3
32 商事	7	2,147.8	4.2	7	3,030.8	5.2
33 新聞・放送	4	1,402.2	2.7	4	1,440.7	2.8
34 映画	3	607.6	1.9	3	778.4	2.3
35 その他の産業	5	532.6	1.9	5	486.9	1.7

（注）１　平成２５年年末とは、平成２５年９月～平成２６年２月の間に、平成２６年夏季とは、平成２６年３月～８月の間に支給された一時金である。
なお、賃金増額に伴う遡及額分、創立記念一時金などの一時金は含まれていない。
２　月収換算は、一時金支給時の所定内賃金月額に対する倍率であり、一時金の算定基礎給に対する倍率（妥結月数、支給月数）とは異なる。

第3表　平均賃金及び賃金改定状況

産業	平均賃金 集計社数 (社)	平均賃金 所定内 (千円)	平均賃金 集計社数 (社)	平均賃金 所定外 (千円)	所定内賃金改定状況 集計社数 (社)	改定額 (円)	うちベースアップ(ダウン)分 (円)	集計社数 (社)	改定率 (%)	うちベースアップ(ダウン)分 (%)	産業
調査産業計	**204**	**358.4**	**191**	**76.8**	**173**	**6,688**	**1,179**	**142**	**2.05**	**0.31**	
1 鉱業	4	385.9	4	45.9	4	7,851	1,867	3	2.29	0.70	1
2 製造業	**131**	**348.5**	**118**	**75.5**	**120**	**6,380**	**1,057**	**99**	**2.04**	**0.34**	**2**
3 食品・たばこ	19	341.7	17	63.8	17	7,352	1,093	15	2.30	0.28	3
4 綿紡	3	312.0	3	22.7	3	6,722	883	3	2.22	0.28	4
5 製糸・衣料	5	381.1	5	26.6	4	4,053	559	4	1.38	0.18	5
6 羊毛・麻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
7 化繊	5	312.0	5	38.9	5	5,423	990	5	1.75	0.34	7
8 印刷	3	350.2	2	56.6	2	6,341	1,000	1	*	*	8
9 パルプ・製紙	3	318.6	3	81.0	3	5,343	1,000	3	1.76	0.36	9
10 総合化学	6	329.6	6	56.2	4	5,530	1,134	4	1.82	0.35	10
11 薬品	5	446.5	4	41.6	5	7,824	500	4	2.07	0.15	11
12 その他の化学	18	359.6	14	43.6	15	5,556	543	11	1.61	0.21	12
13 石油	3	393.5	3	106.6	1	*	*	—	—	—	13
14 ゴム	1	*	1	*	1	*	*	1	*	*	14
15 窯業	6	336.7	5	44.6	4	7,273	1,073	4	2.44	0.35	15
16 製鉄・製鋼	7	316.0	6	66.5	8	4,650	625	6	1.56	0.41	16
17 非鉄金属	1	*	1	*	2	5,236	902	—	—	—	17
18 機械	17	365.4	15	37.8	19	7,587	1,230	16	2.38	0.29	18
19 電気機器	10	351.9	10	73.4	9	6,572	1,390	8	2.04	0.42	19
20 車輌・自動車	14	352.0	13	82.6	13	6,792	1,756	10	2.19	0.65	20
21 造船	5	310.0	5	82.4	5	5,500	1,060	4	1.94	0.37	21
22 建設	10	438.3	10	54.7	8	11,369	5,413	6	2.57	0.45	22
23 銀行	3	382.7	3	57.2	3	2,916	0	3	0.78	0.00	23
24 生命保険	1	*	1	*	—	—	—	—	—	—	24
25 損害保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25
26 私鉄・バス	17	352.2	17	79.1	10	4,225	500	6	1.33	0.50	26
27 貨物運送	2	231.2	2	122.8	1	*	*	—	—	—	27
28 海運・倉庫	5	416.0	4	71.9	5	7,790	750	4	2.76	0.03	28
29 電力	9	388.2	9	86.2	2	2,900	—	3	1.06	-0.05	29
30 ガス	—	—	—	—	1	*	*	1	*	*	30
31 百貨店・スーパー	5	372.9	5	20.2	4	6,224	1,266	4	1.74	0.35	31
32 商事	7	567.7	7	37.2	5	14,013	118	5	3.38	0.03	32
33 新聞・放送	4	431.5	4	142.4	4	6,811	0	4	2.02	0.00	33
34 映画	2	452.6	2	42.9	3	9,584	0	2	2.64	0.00	34
35 その他の産業	4	337.6	5	33.9	3	3,275	1,192	2	1.36	0.39	35

（注）　1　賃金改定額の対象は、平成２５年７月から平成２６年６月までの間に額の決定をみたものであり、ベースアップのほか、定期昇給分や査定昇給分等を含めたものである。

2　「うちベースアップ（ダウン）分」は改定額(率)の内数として回答できる場合にのみ回答を得ている。

第４表　モデル所定内賃金

年齢	大学卒　事務・技術 勤続年数（年）	大学卒　事務・技術 総合職 所定内賃金（千円）	大学卒　事務・技術 一般職 所定内賃金（千円）	高校卒　事務・技術 勤続年数（年）	高校卒　事務・技術 総合職 所定内賃金（千円）	高校卒　事務・技術 一般職 所定内賃金（千円）	高校卒　生産 所定内賃金（千円）
調査産業計							
		（集計179社）	（38社）		（93社）	（59社）	（84社）
18 歳	－	－	－	0	166.8	165.7	164.8
20	－	－	－	2	180.0	175.0	176.8
22	0	211.7	196.4	4	196.4	189.2	190.3
25	3	245.1	224.6	7	220.1	211.2	209.5
30	8	321.9	264.7	12	283.8	247.5	259.7
35	13	395.0	299.9	17	335.2	285.7	302.2
40	18	470.3	334.3	22	371.0	311.9	341.0
45	23	545.9	349.0	27	427.0	345.8	369.2
50	28	609.1	368.1	32	456.7	370.5	391.7
55	33	630.0	357.2	37	477.7	387.4	395.8
60	38	583.8	333.7	42	465.7	396.4	395.5
うち製造業							
		（集計117社）	（22社）		（63社）	（45社）	（72社）
18 歳	－	－	－	0	167.0	165.9	164.7
20	－	－	－	2	179.8	175.1	175.2
22	0	212.4	198.5	4	196.9	189.5	189.4
25	3	243.8	222.2	7	221.1	211.4	209.4
30	8	318.1	268.8	12	287.9	249.0	261.0
35	13	386.8	309.4	17	337.5	284.1	305.2
40	18	455.8	353.6	22	373.8	316.7	343.8
45	23	519.4	369.0	27	429.2	346.7	371.1
50	28	576.1	384.3	32	454.9	363.9	392.6
55	33	600.5	380.1	37	475.5	375.2	394.7
60	38	580.7	352.2	42	449.5	391.3	391.4

（注）　各労働者区分における集計社数は、いずれかの年齢でモデル所定内賃金の回答を得た社数である。

第５表　産業別年間所定労働時間・１日の所定労働時間

産業	本社事務				主たる事業所・交替なき勤務				主たる事業所・２交替勤務				主たる事業所・３交替勤務				産業
	集計社数 (社)	年間所定労働時間 (時間：分)	集計社数 (社)	１日の所定労働時間 (時間：分)	集計社数 (社)	年間所定労働時間 (時間：分)	集計社数 (社)	１日の所定労働時間 (時間：分)	集計社数 (社)	年間所定労働時間 (時間：分)	集計社数 (社)	１日の所定労働時間 (時間：分)	集計社数 (社)	年間所定労働時間 (時間：分)	集計社数 (社)	１日の所定労働時間 (時間：分)	
調査産業計	**220**	**1,871:33**	220	**7:43**	**172**	**1,879:58**	172	**7:43**	**78**	**1,888:06**	77	**8:09**	**77**	**1,847:57**	76	**7:23**	
1 鉱業	4	1,864:40	4	7:42	4	1,864:02	4	7:39	－	－	－	－	4	1,870:50	4	7:09	1
2 製造業	**141**	**1,878:24**	141	**7:46**	**115**	**1,883:19**	115	**7:46**	**62**	**1,875:14**	62	**8:08**	**64**	**1,847:57**	64	**7:23**	**2**
3 食品・たばこ	19	1,868:51	19	7:40	16	1,870:02	16	7:43	7	1,853:41	7	8:01	7	1,834:54	6	7:24	3
4 綿紡	3	1,870:30	3	7:45	3	1,948:03	3	7:48	1	*	1	*	1	*	1	*	4
5 製糸・衣料	6	1,882:10	6	7:42	3	1,888:28	3	7:39	1	*	1	*	1	*	1	*	5
6 羊毛・麻	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6
7 化繊	5	1,893:43	5	7:45	4	1,896:15	4	7:45	－	－	－	－	3	1,845:45	3	7:10	7
8 印刷	3	1,908:20	3	8:00	3	1,908:20	3	8:00	3	1,912:20	3	9:20	1	*	1	*	8
9 パルプ・製紙	3	1,814:00	3	7:27	3	1,849:50	3	7:25	1	*	1	*	2	1,831:08	2	7:08	9
10 総合化学	7	1,868:21	7	7:45	7	1,868:21	7	7:45	3	1,881:00	3	9:13	6	1,851:28	6	7:08	10
11 薬品	5	1,849:27	5	7:45	3	1,838:53	3	7:47	1	*	1	*	1	*	1	*	11
12 その他の化学	17	1,838:23	17	7:37	16	1,837:20	16	7:33	7	1,818:33	7	7:43	15	1,795:18	15	7:09	12
13 石油	3	1,811:20	3	7:30	3	1,811:20	3	7:30	2	1,816:12	2	10:22	－	－	－	－	13
14 ゴム	1	*	1	*	1	*	1	*	1	*	1	*	1	*	1	*	14
15 窯業	7	1,888:06	7	7:49	7	1,888:06	7	7:49	4	1,877:32	4	7:38	7	1,868:33	7	7:34	15
16 製鉄・製鋼	8	1,888:10	8	7:44	6	1,905:42	6	7:49	3	1,898:10	3	7:55	5	1,889:09	5	7:16	16
17 非鉄金属	2	1,920:00	2	8:00	1	*	1	*	－	－	－	－	－	－	－	－	17
18 機械	20	1,883:35	20	7:51	15	1,886:45	15	7:51	9	1,889:02	9	7:54	5	1,857:27	5	7:44	18
19 電気機器	13	1,864:45	13	7:45	6	1,869:13	6	7:47	4	1,816:39	4	8:29	3	1,832:50	3	7:35	19
20 車輌・自動車	14	1,939:01	14	7:58	14	1,936:06	14	7:57	12	1,910:02	12	7:50	5	1,912:38	5	8:02	20
21 造船	5	1,922:18	5	7:57	4	1,928:00	4	8:00	3	1,925:20	3	8:00	1	*	2	7:38	21
22 建設	10	1,882:16	10	7:52	8	1,876:02	8	7:52	－	－	－	－	－	－	－	－	22
23 銀行	5	1,851:59	5	7:35	2	1,880:50	2	7:42	－	－	－	－	－	－	－	－	23
24 生命保険	1	*	1	*	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	24
25 損害保険	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	25
26 私鉄・バス	17	1,914:09	17	7:48	15	1,938:41	15	7:45	8	2,026:04	8	7:59	1	*	1	*	26
27 貨物運送	2	2,016:00	2	8:00	2	2,016:00	2	8:00	－	－	－	－	－	－	－	－	27
28 海運・倉庫	5	1,786:45	5	7:15	3	1,771:15	3	7:05	－	－	－	－	－	－	－	－	28
29 電力	9	1,855:06	9	7:40	8	1,854:14	8	7:40	4	1,861:26	3	10:02	7	1,811:52	6	7:20	29
30 ガス	3	1,874:47	3	7:45	2	1,870:40	2	7:40	1	*	1	*	－	－	－	－	30
31 百貨店・スーパー	4	1,890:11	4	7:32	1	*	1	*	1	*	1	*	－	－	－	－	31
32 商事	7	1,755:32	7	7:15	5	1,757:24	5	7:15	－	－	－	－	－	－	－	－	32
33 新聞・放送	4	1,787:30	4	7:08	4	1,787:30	4	7:08	1	*	1	*	－	－	－	－	33
34 映画	3	1,811:00	3	7:35	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	34
35 その他の産業	5	1,881:10	5	7:38	3	1,920:20	3	7:40	1	*	1	*	1	*	1	*	35

（注）　原則として、平成26年1月～12月の1年間。

（参　考）時系列表

表番号は本文の表番号と同じ。

表１　所定内賃金及び所定外賃金

（千円、％）

年	所定内賃金	前年比	所定外賃金	前年比
平成22年	366.3	▲1.2	60.2	15.3
23	367.7	0.4	62.7	4.2
24	359.0	▲2.4	64.4	2.7
25	357.0	▲0.6	65.7	2.0
26	358.4	0.4	76.8	16.9

表２　所定内賃金の労働者一人平均改定額、改定率

（円、％）

年	改定額及び改定率		うちベースアップ分	
	改定額	改定率	額	率
平成22年	5,951	1.82	103	0.03
23	6,138	1.91	75	0.01
24	6,019	1.89	66	0.03
25	6,003	1.89	80	0.05
26	6,688	2.05	1,179	0.31

（注）　改定額は、定期昇給（自動昇給や査定昇給）を含む。

表５　年末・夏季一時金平均支給額

（千円、％、月分）

年	年末			夏季			年間計		
	金額	前年同期比	月収換算	金額	前年同期比	月収換算	金額	前年同期比	月収換算
平成22年	777.5	▲2.0	2.3	822.7	1.1	2.4	1,600.2	▲0.4	4.7
23	815.8	4.9	2.4	838.1	1.9	2.4	1,653.9	3.4	4.8
24	798.4	▲2.1	2.4	824.5	▲1.6	2.4	1,622.9	▲1.9	4.8
25	813.7	1.9	2.3	800.3	▲2.9	2.3	1,614.0	▲0.5	4.6
26	－	－	－	880.9	10.1	2.4	－	－	－

（注）　月収換算とは一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率をいう。

表７　年間所定労働時間

（社、時間：分）

年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		２交替勤務		３交替勤務	
	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間
平成 18　年	223	1,881:54	169	1,895:19	81	1,895:22	78	1,862:26
20	214	1,870:15	177	1,885:15	85	1,888:10	71	1,861:43
22	221	1,868:08	175	1,881:51	78	1,888:13	61	1,873:58
24	213	1,877:09	174	1,886:34	82	1,891:29	79	1,860:08
26	220	1,871:33	172	1,879:58	78	1,888:06	77	1,847:57

（注）「主たる事業所」とは、事業を営む上で主要な位置付けにあり、交替勤務に従事する労働者が比較的多い事業所をいう。

表８　年間所定労働時間分布（本社事務）

（社）

年	集計社数	1,650時間未満	1,650時間以上1,700時間未満	1,700時間以上1,750時間未満	1,750時間以上1,800時間未満	1,800時間以上1,850時間未満	1,850時間以上1,900時間未満	1,900時間以上1,950時間未満	1,950時間以上2,000時間未満	2,000時間以上
平成 18　年	223	－	1	8	8	25	103	43	31	4
20	214	1	3	5	7	48	87	41	20	2
22	221	2	2	8	9	46	88	46	17	3
24	213	1	1	6	7	40	87	42	25	4
26	220	－	2	5	11	55	82	42	18	5

表９　１日の所定労働時間

（社、時間：分）

年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		２交替勤務		３交替勤務	
	集計社数	１日の所定労働時間	集計社数	１日の所定労働時間	集計社数	１日の所定労働時間	集計社数	１日の所定労働時間
平成 18　年	223	7:42	169	7:42	81	7:56	78	7:20
20	220	7:42	182	7:42	86	8:01	76	7:22
22	221	7:42	174	7:42	77	8:18	73	7:21
24	215	7:42	173	7:43	82	8:04	79	7:21
26	220	7:43	172	7:43	77	8:09	76	7:23

この調査に関するご質問・ご照会は、下記にお願いします。

〒105-0011　東京都港区芝公園１－５－３２
中央労働委員会事務局
総務課広報調査室
電話（０３）５４０３－２１４２～２１４４（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）